

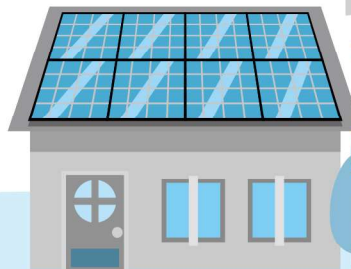
貸付事業

# 住宅の敷地内の塀、車庫、物置などは 普通貸付から住宅貸付に変わります

現在、塀、車庫、物置などの貸付は普通貸付として取扱っていますが、貸付債権共同保全事業の貸付種類は住宅貸付に該当することから、令和2年5月分の貸付から住宅貸付の対象になります。

## ●住宅貸付の対象となる例

住宅の敷地内の塀、  
車庫、物置など



設置工事を伴うソーラーパネルや  
エコキュートなど

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>●貸付申込書</li><li>●借用証書</li><li>●借入状況等申告書</li><li>●貸付事故の有無に係る申告書</li><li>●貸付未償還元利金の控除依頼書</li></ul> <p>※上記の書類は、<a href="#">こちら</a>からダウンロードすることができます。</p>
	<p><b>添付書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●印鑑登録証明書</li><li>●見積書、または契約書の写し</li><li>●配置図の写し</li></ul> <p>※住宅貸付は、工事完了後に完了報告書等をご提出いただきます。</p>